機密性２

総（庶）第６１６号
令和３年８月２０日

三重県土地家屋調査士会
会長　古　尾　圭　一　殿

津地方法務局長　中　井　幸　雄

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う法務局の業務継続を確保するための事務処理体制の整備について（協力依頼）

平素は，法務行政の円滑な遂行につきまして，格別の御理解と御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，現在，６都府県を対象に発令されている新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく緊急事態宣言及び１３道府県を対象に適用されている特別措置法に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）については，各々，その対象地域が追加されるとともに，期間も延長されることになりました。

三重県においても，本日から９月１２日までの間，まん延防止等重点措置が適用されることが決定し，特に重点措置を講じる区域として９市８町（桑名市，いなべ市，木曽岬町，東員町，四日市市，菰野町，朝日町，川越町，鈴鹿市，亀山市，津市，松阪市，多気町，明和町，大台町，名張市，伊賀市）が指定され，三重県は，県内の全ての事業者に対し，ローテーション勤務や時差出勤，自転車通勤，オンライン会議ツールの活用等，接触機会低減の取組に加え，在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等により，地域や業務の特性も踏まえ出勤者の７割削減に取り組むよう求めています。

このような状況に鑑み，管轄区域が特に重点措置を講じる区域に指定された当局本局，四日市支局，松阪支局，桑名支局，伊賀支局及び鈴鹿出張所（以下「出勤抑制庁」という。）におきましては，まん延防止等重点措置の実施期間中，在宅勤務等の実施により出勤する職員数を縮小して業務を行うこととしました。

このため，出勤抑制庁においては，登記及び供託事件等の処理に時間を要すること等が予想されますので，貴会会員の皆様に御理解と御協力をいただきますよう，周知方お取り計らいをお願いします。

なお，当局において事務の効率的かつ迅速な処理を維持するには，オンラインにより登記の申請をしていただくことが，最も効果が大きいものとなりますので，引き続き，オンライン登記申請の積極的な活用をお願いしますとともに，感染防止のため，登記事項証明書及び印鑑証明書等の取得について，オンライン請求及び郵送請求を利用していただくよう，併せてお願いします。